守口市　利用者負担額一覧表

●階層区分

認定区分：保育認定

階層	説明	満3歳未満保育認定（3号認定）		満3歳以上保育認定（2号認定）			
		０～２歳児		３歳児		４・５歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
		11時間まで	８時間まで	11時間まで	８時間まで	11時間まで	８時間まで
第１階層	被保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第２階層	市町村民税非課税世帯	4,500	4,500	3,000	3,000	3,000	3,000
	（下段は母子家庭等）	0	0	0	0	0	0
第３階層	市町村民税均等割課税世帯	8,200	8,100	5,600	5,600	5,600	5,600
	（下段は母子家庭等）	0	0	0	0	0	0
第４階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、48,600円未満のもの	11,600	11,500	8,800	8,800	8,800	8,800
	（下段は母子家庭等）	10,600	10,500	7,800	7,800	7,800	7,800
第５階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、48,600円以上77,200円未満のもの	15,600	15,400	12,500	12,300	12,500	12,300
	（下段は母子家庭等）	14,600	14,400	11,500	11,300	11,500	11,300
第６階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、77,200円以上87,600円未満のもの	15,600	15,400	12,500	12,300	12,500	12,300
第７階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、87,600円以上97,000円未満のもの	19,700	19,400	17,200	17,000	16,700	16,500
第８階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、97,000円以上128,400円未満のもの	23,700	23,300	21,800	21,500	20,900	20,600
第９階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、128,400円以上169,000円未満のもの	28,700	28,300	25,300	24,900	24,100	23,700
第１０階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、169,000円以上211,300円未満のもの	33,800	33,300	28,800	28,400		
第１１階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、211,300円以上231,600円未満のもの						
第１２階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、231,600円以上243,600円未満のもの	40,300	39,700				
第１３階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、243,600円以上267,600円未満のもの	43,600	42,900				
第１４階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、267,600円以上301,000円未満のもの						
第１５階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、301,000円以上397,000円未満のもの	46,900	46,200				
第１６階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、397,000円以上413,400円未満のもの	50,400	49,600				
第１７階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、413,400円以上444,000円未満のもの	57,200	56,300				
第１８階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が、444,000円以上のもの	64,000	63,000				

第２階層から第５階層における母子家庭等については、次ページをご参照ください。

認定区分：教育標準時間認定

階層	教育標準時間認定（1号認定）	
	３歳児等	４・５歳児
	教育時間	
	５時間（昼食時間含む）	
第１階層	0	0
第２階層	0	0
	0	0
第３階層	0	0
	0	0
第４階層	0	0
	0	0
第５階層	0	0
	0	0
第６階層	0	0
第７階層	4,100	3,600
第８階層	8,700	7,800
第９階層	12,200	11,000
第１０階層	15,700	
第１１階層		
第１２階層		
第１３階層		
第１４階層		
第１５階層		
第１６階層		
第１７階層		
第１８階層		

※但し、教育時間料金の他に、別途給食料金等が発生します。

※「3歳児等」とは、満3歳以上の支給認定子どもを指します。

●母子家庭等

利用者負担額一覧表の第2階層から第5階層における母子家庭等については、以下の表をご参照ください。

No.	種　　類	必 要 書 類
1	母子又は父子家庭	申込み時に該当する場合は不要 在園中に該当することになった場合は、 親権者確認のため戸籍謄本（写し可）
2	身体障害者	身体障害者手帳の写し
3	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し
4	療育手帳の交付を受けている者	療育手帳の写し
5	特別児童扶養手当の支給対象児	受給者証の写し
6	国民年金の障害基礎年金等の受給者	受給していることがわかる資料

●多子世帯軽減

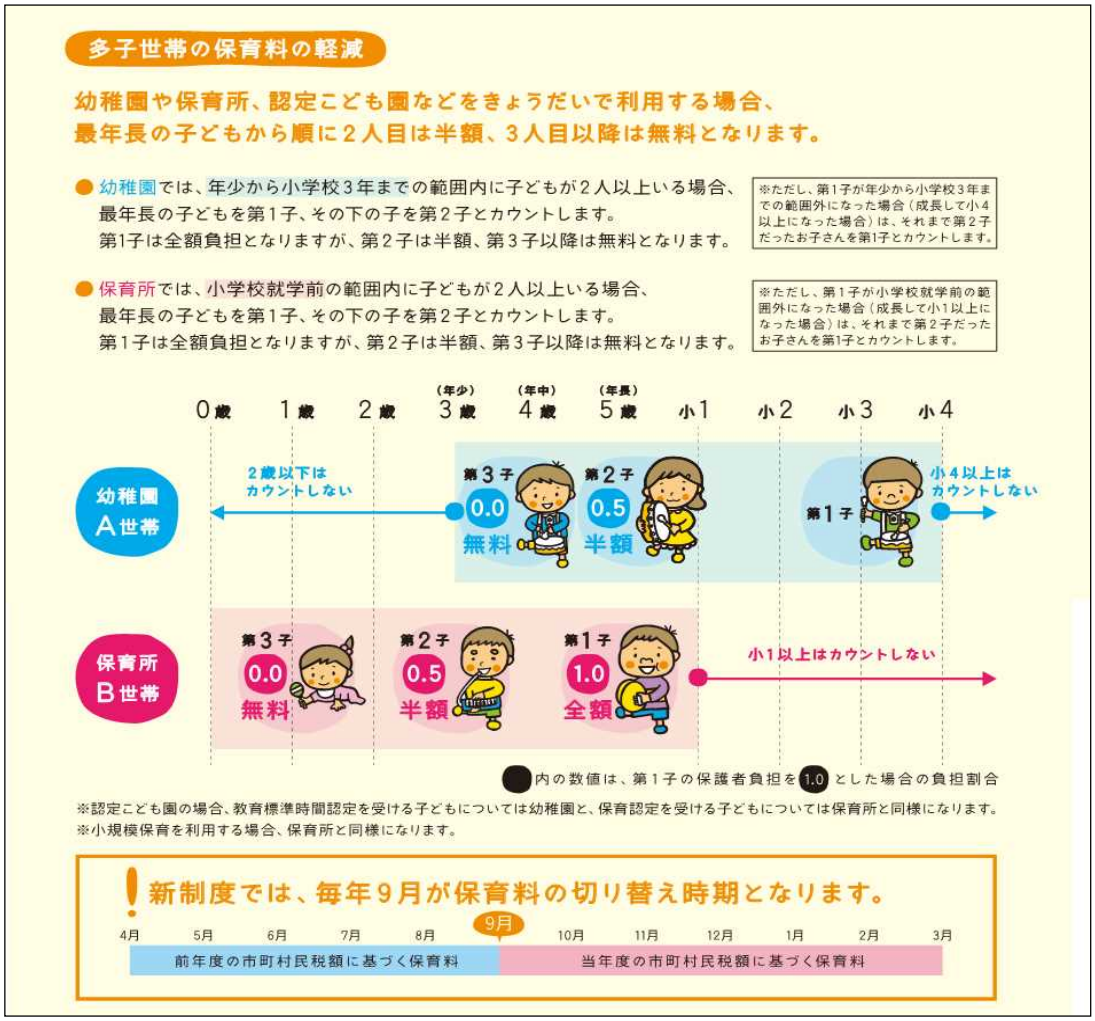

●幼稚園と保育所を利用する世帯について

第１子と第２子で幼稚園と保育所で別々で利用されている場合の多子世帯軽減については、以下のとおりです。

・第１子が３歳児等から小学校就学前の範囲内であり、第２子が小学校就学前の範囲内であれば、多子世帯軽減の対象となります。

●第１子が小学校に就学されている場合は、第２子が保育所に通われていても多子世帯軽減の対象とはなりません。

●その他、多子世帯軽減に該当する世帯について

同一世帯に属する小学校就学前子どもが以下に該当する場合、多子世帯軽減の対象となります。

①私立幼稚園に在園

②特別支援学校の幼稚部に在学

③情緒障害児短期治療施設に入所

④児童発達支援若しくは医療型児童発達支援の提供を受けている場合

第１子が①～④を利用されている場合、「在籍証明書」を保育・幼稚園課に提出していただかないと第２・３子の多子世帯軽減を受けることができません。

※幼稚園とは、公立幼稚園・私立認定こども園（幼稚園部分）・私立幼稚園を指します。

※保育所とは、公立保育所・私立認定こども園（保育所部分）・私立保育園・小規模保育事業所を指します